

IOSCO金融指標に関する原則の最終報告書の概要 (2013年7月17日公表)

- 本原則の適用対象は幅広いが、指標や運営機関、指標設定プロセスの規模・リスクに応じて適用・実施されるべきである。(比例性の原則)
- 本原則公表後、18か月以内にIOSCOが原則の実施状況を評価。(運営機関は12か月以内に原則の遵守状況を開示し、その後、毎年開示)

I. 運営機関のガバナンス

- ・ 運営機関は指標の定義・決定・公表・ガバナンスについて一義的な責任を負う
- ・ 利益相反の特定・開示・管理・回避についての書面規程を策定・実施
- ・ 指標の決定・公表の手続を管理する枠組みを構築
- ・ 指標決定過程の監視を行う部門を設置

II. 指標の品質

- ・ 指標の設計には、計測対象の価値の経済的な実態を反映する要素を含むべき
- ・ 指標決定には観測可能な取引に裏づけられたデータを利用
- ・ 指標の元となるデータの類型と専門家の判断に関する指針を公表

III. 指標の算出方針の品質

- ・ 指標の算出方針を公表し、採用根拠を提示
- ・ 算出方針の変更・算出の中断に関する手続を公表
- ・ 呈示者の行動規範(Code of Conduct)を策定・公表し、その行動規範の遵守を確認

IV. 運営機関の説明責任

- ・ 苦情への対応規程を策定・公表
- ・ 原則の遵守状況をレビュー・報告する能力のある独立の監査人を選任
- ・ 指標決定に用いた情報等の5年間の記録保持義務

